

東京くらしねっと

若者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間特集

今月の話題

その話、本当に儲かりますか？

～マルチ商法のわな～

安全シグナル

ショッピングカートを購入・
使用する際は、気をつけて！

相談の窓口から

セミナー契約に気をつけて！

TOKYO
景観探訪

都内にある
歴史的建築物を
ご紹介

池上本門寺 五重塔

(大田区)

ストーリーはWEBで ▶



東京都消費生活総合センター
相談窓口のご案内

☎03-3235-1155

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

受付
時間

月曜～土曜
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

●JR・東京メトロ・
都営地下鉄
「飯田橋」駅すぐ

お近くの消費生活相談
窓口につながります

消費者ホットライン
☎局番なし188

情報
満載

東京の消費生活に関する情報サイト

東京くらしWEB

検索Q

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



その話、本当に儲かりますか？ ～マルチ商法のわな～

若者向け悪質商法被害防止
キャンペーン月間特集

たつき総合法律事務所

弁護士 洞澤 美佳

マルチ商法に関する相談が跡を絶ちません。最近では、友人からの紹介だけでなく、SNSを通じて勧誘されることも多くなっています。とりわけ、若者はSNSを利用することが多く、見ず知らずの人物とつながることへの抵抗が少ないため、ターゲットにされやすい傾向にあります。

また、一見してマルチ商法とわからないこともあるなど、取引の仕組み自体も複雑化しています。そこで、最近のマルチ商法の相談事例を通じて、情報提供します。



マルチ商法って何？

商品の購入（売買契約）や、賃貸借契約などサービス（役務）提供の契約をする、といった取引は、みなさんにとっても、身近な取引であると思われます。

しかし、マルチ商法は、単に商品の購入やサービスの契約をするにとどまらず、これらの契約をして販売組織に加入した者が、今度は自分で買い手を探し、友人や知人などを組織に加入させ、新たな加入者を広げることによって組織が拡大する一方、買い手が増えることにマージンが支払われる仕組みの取引です。

マルチ商法は、1960年代以降に日本に入ってきましたが、当時は多くの被害を出し、家計の破綻、自殺、人間関係の破壊といった深刻な社会問題となりました。こうしたマイナスイメージを払拭するために、勧誘では「ネットワークビジネス」といった言葉が用いられることもあるようです。

マルチ商法は、昭和51年に「連鎖販売取引」という形で、訪問販売や通信販売と共に「訪問販売等に関する法律（訪問販売法）」（平成12年に「特定商取引に関する法律（特定商

取引法」に改称）により、規制されるようになりました。

なお、マルチ商法との関係で「マルチまがい商法」「ネズミ講」という言葉を聞くことがあります。

「マルチまがい商法」とは、実態はマルチ商法であるにもかかわらず、特定商取引法で規定されている連鎖販売取引の要件（定義）に該当しないように装うことで、規制逃れ（脱法）を図ろうとする商法です。とはいえ、一見、法の定義に当てはまらない合法的な取引のように見えても、その実態を踏まえ、マルチ商法を規制する本来の法の趣旨と照らし合わせて、取引の違法性が検討されます。その結果、特定商取引法の規制が及ぶ場合もありますし、同法の規制が及ばなくとも、取引が公序良俗に反し無効となる、又はこの種の取引の勧誘行為が不法行為に基づく損害賠償責任の対象になり得るといった場合もあります。

また「ネズミ講」とは、加入者が新たな加入者を広げて組織が拡大していく、という点ではマルチ商法と似ていますが、両者は全く異なる取引という位置づけです。マルチ商法は、商品やサービスの販売組織であるのに対して、ネズミ講の場合は、単なる金銭配当組織であるという点

で大きく異なっています。そして、ネズミ講は「無限連鎖講の防止に関する法律」により規制され、その取引が全面的に禁止されている犯罪行為です。もっとも、実際には商品が存在しないにもかかわらず、商品購入の勧誘を装い、「預かっておく」などと言って商品が消費者に渡されないといった場合には、マルチ商法を装い、ネズミ講の規制を逃れようとしている場合もあります。

連鎖販売取引 (マルチ商法)の事例

ところで、自分はウマイ話にはひっかからないから大丈夫、と思う方がいるかもしれません。そこで、現実に特定商取引法に基づく行政処分を受けた事例や国民生活センターの報道発表資料で紹介された相談例などを参考に、マルチ商法が実際にどのような形で、みなさんの前に現れるかを紹介します。

事例① 「健康に関する話なので、

まずは私の話を聞いてもらいたいから会いたい」「無料でマッサージ、エステをする」等と告げて、担当者が消費者宅を訪れた。担当者は消費

者に無料でマッサージを施して帰った。その後も担当者が何度か消費者宅を訪れて無料でマッサージを施したが、何度目かの来訪の後、消費者宅で磁気のマットレスを敷いて「これに寝れば体がしゃんとする」等と言って、マットレスをそのまま置いて帰った。後日「マットレスは引き取ってほしい」と申し出た消費者に対して、「(マットレスと)同じ20万円だからネックレスを契約してもらわないと困る」「あなたは友達も多いし、誰かを紹介してくれば、あなたに3万円入るから、ネックレスの20万円もただになつてすぐに元が取れる」などと勧誘し、「そんなネズミ講のようなことはしたくない」と断る消費者に対して、最終的にはネックレスの購入契約を締結させた(平成28年12月16日、消費者庁の行政処分の事例参照)。



事例② SNSに「主婦でありながら稼いでいる」という書き込みがあったので、投稿者に仕事の内容を聞いたところ、海外の事業者と契約して儲けているとのこと、その人から登録申請するためのURLや利用規約が送られてきた。稼ぐためにはウェブサイトを必要があり、その費用が20万円ぐらい必要であること、この事業を人に紹介すると1人につき数万円の紹介料がもらえること、登録後も不明なところはいつでもサポートする、と言われ、クレジットで決済をした。事業の詳細は動画で確認するようにと言われURLが送られてきた。契約後、業者にシステムの不明な点を問い合わせたが、マニュアルを見ると言うて全くサポートしてくれない。今後どのように作業したら良いか分からないので解約したい(平成29年6月15日、国民生活センター報道発表資料参照)。

わからなければ自分でマニュアルを見て下さい!!



その話、本当に儲かりますか?

これらの事例は、いずれも友人等を紹介して組織に加入させればマージン(法律上は「特定利益」といいます。)を得られると誘引する一方で、入会金を払ったり、商品やサービスを購入しなければならぬ(「特定負担」といいます。)契約をしており、典型的な連鎖販売取引(マルチ商法)の事案ですが、どの事例もいきなり契約をさせられているわけではありません。

きっかけはSNSであったり、事業者からの電話勧誘であったり、友人等からの誘いなど様々ですが、勧誘に先立って本来の勧誘目的が告げられないことも多く、まさか自分が連鎖販売取引(マルチ商法)の契約をするなどとは夢にも思わず巻き込まれた消費者からの相談がほとんどです。また、担当者が何度か消費者の自宅に訪問して無料のサービスを提供したり、商品を置いていくなどして、断りにくい状況が作り上げられてしまったり、仕事がしたい、という気持ちにつけ込んで、もっともらしいシステムを紹介する過程で、マージン(特定利益)が得られると誘引することが多く、むしろマルチ

商法だとわかりやすい形で取引に入るパターンは、そう多くはありません。

特定商取引法上、連鎖販売取引では勧誘に先立ち、氏名・勧誘目的・勧誘にかかわる商品等の種類を明示しなければならないとされています。その意味で紹介した事例は、勧誘に先立つ段階からすでに違法状態であるといえますが、そのようなことはなかなか気づきにくいものです。

また、連鎖販売取引を行う場合、法律で定められた事項を記載した書面（概要書面・契約書面）を交付しなければなりません。また、広告の表示方法や勧誘方法についても種々の規制があります。

消費者は、**法定の書面を受け取った日（商品の引渡しの方が後である場合には、その日）から数えて20日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。**20日間を経過した後でも、一定の要件を満たせば中途解約し、受け取った商品を返品することも可能です。しかし、最近では、海外の事業者であることを理由に、事業者側が日本の法律である特定商取引法の適用を拒否するなど、解決が難航する場合もあります。

現実の事例は複雑で巧妙です。「自分は大丈夫」という思い込みは被害に遭うきっかけを生みます。また、取引を始めるためには、まずは商品やサービスの対価を支払わなければならない一方で、その支出を穴埋めし、さらに儲けを生むためには、自分で友人や知人、あるいはSNSで知り合った人等を紹介してマージンを受け取る必要があります。本当にその話は儲かる話なのか、落ち着いて考える必要があります。

また、このような取引で、他者を巻き込み儲けを生むことは、時として加害者として位置づけられ、勧誘により損害を負った者から責任追及される場合もあります。

難しい問題がたくさんありますので、おかしいと思ったら、まずは最寄りの消費生活センターに相談し、専門的な助言を求めるようにしましょう。



4月号の今月の話題は「旅行トラブル」についてです。

東京都消費生活
総合センター
図書資料室
から



『マルチ商法』に関連する図書・資料を紹介します。

読んでみて！
話題の新作図書より

図書

「絶対ダメされない人」ほどダメされる（新書） 多田 文明 著 [講談社]
「自分だけはダメされない」と思っている人こそダメされます。本書は急速に進化する最新の詐欺テクニックや、根強く続くマルチ商法などについてモデルケースを示して解説。詐欺や悪質商法へのすばやい「気づき」を促す内容は参考になります。

図書

Q&A詐欺・悪徳商法相談対応ハンドブック 村 千鶴子 著 [ぎょうせい]
「契約トラブル」の対応に必要な基礎知識を解説する入門書。相談の多い「契約問題」を取り扱う場合の基本的なポイントを解説。相談者への助言、あっせんに必要な法律の基礎的な仕組みや概要、判例を紹介しています。

図書

くらしの豆知識 2018年版 国民生活センター 編 [国民生活センター]

消費者トラブルの対策に役立つ情報のほか、日常生活に関わりの深いテーマを幅広く取り上げコンパクトにまとめた冊子です。トラブル編では、最新の悪質商法の手口や、若者や高齢者に多い契約トラブルなどを事例をもとにわかりやすく説明しています。

DVD

若者たちを狙う悪質商法(24分) [東京都消費生活総合センター]

多くの若者が利用するSNS。友達だと信じていた人から誘われて悪質商法の被害に遭ってしまったり、マルチマがい商法でいつの間にか自分が加害者になってしまったら…。再現映像を通じて、被害に遭わない心構えや専門機関に相談することの大切さを学べます。

香害 そのニオイから 身を守るには

岡田 幹治 著 [金曜日]

香りつき商品で体調を崩す人が増えています。「香害」と呼ばれる身の回りにある見えないリスクを取り上げ健康を損ねる仕組みを解き明かし、そのリスクから身を守る方法を伝授しています。

図書資料室利用案内

東京都消費生活総合センター（飯田橋）

新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階

☎03-3235-1179

【利用時間】月～木 9:00～17:00

金 9:00～20:00

土 10:00～17:00

【休 室 日】日曜・祝日・年末年始・蔵書点検期間

東京都多摩消費生活センター（立川）

立川市柴崎町2-15-19

東京都北多摩北部建設事務所3階

☎042-522-5119

【利用時間】月～金 9:00～17:00

【休 室 日】土曜・日曜・祝日・年末年始・

蔵書点検期間

●利用方法

閲覧…どなたでも、ご自由に（開架式）
貸出…都内在住・在勤・在学の方対象
（図書5冊、DVDなど3本まで2週間）
身分証明書等の提示により利用者カードを発行します。

※閲覧のみの資料もあり

若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施中

東京都では、今年度も関東甲信越ブロック1都9県6政令指定都市及び国民生活センターと共同で若者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施しています。

悪質商法に注意！ひとりで抱え込まずに、すぐ相談！

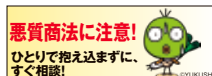
悪質商法等のトラブルは意外と身近に潜んでいます。近年では、SNSを利用した悪質商法も多く、その手口も巧妙化しています。特に学生や新社会人にとっては、深刻な状況です。「あなただけ特別！」「チャンスは今だけ！」世の中そんなにウマイ話はありません！少しでも「おかしいな」「悪質商法かな」と思ったら、ひとりで抱え込まずに、すぐにお近くの消費生活センターへご相談ください。



SNS等をきっかけとしたトラブル

- ケース1 SNSでエステが安くなる、無料で体験できるといった広告を見つけ、店に出向いた。無料体験後、長時間勧誘されて、高額な脱毛エステの契約をさせられた。
- ケース2 アルバイト情報サイトでエキストラ募集を見て出向いたら、事務所のオーディションを受けさせられ、合格後にレッスンの契約をさせられた。

※他の手口に関しては、HP 東京くらしWEB上のバナーからご覧ください。



特別相談「若者のトラブル110番」

お気軽に
ご相談
ください

専門の相談員が消費生活に関するトラブル解決のためのアドバイスをします。
また、各区市町消費生活相談窓口でも特別相談を実施します。(一部の町を除く。
詳細は各区市町消費生活相談窓口へ)

【場所】 東京都消費生活総合センター(飯田橋) 電話&来所で受付

【日時】 3月12日(月)・13日(火) 9:00~17:00 【相談電話番号】 ☎03-3235-1155



キャンペーン事業

◎電車内での中吊り広告・動画広告を実施します

【日程】 3月5日(月)~11日(日)

- JR山手線、京王線全線、都営地下鉄全線、多摩モノレールなどで中吊り広告(ポスター)
- 都営地下鉄(新宿線・大江戸線)で車内動画広告



(ポスター)

◎街頭ビジョンで動画を放映します

▶立川駅北口ビジョン

【日程】 3月1日(木)~21日(水)

▶新宿駅西口広場大型ビジョン

【日程】 3月1日(木)~31日(土)

▶飯田橋駅前大型ビジョン

【日程】 3月1日(木)~28日(水)



(動画)

キャンペーン詳細は、下記のURLからご覧ください。キャンペーン動画も配信中!

HP http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/wakamono_press.html

問い合わせ 東京都消費生活総合センター 活動推進課 学習推進担当 ☎03-3235-1157

年末期の商品量目立入検査結果 ～適正に計量されていない商品の割合が増加!～

東京都計量検定所は、年末の商品流通が多くなる時期に向けて、検査対象事業所で計量して販売されている商品が、適正に計量されて表示されているか、集中的に検査を行いました。

その結果、不適正事業所率が14.6%、不適正商品率が2.2%と、過去10年で最も高くなりました。

【実施期間】平成29年11月1日(水)～12月6日(水)

【検査対象事業所】 スーパーマーケット、一般小売店(駅ビル含む)、食品製造所※1など合計158の事業所

※1:食品製造所とは、食品を製造し計量してバックしている事業所のこと

【検査結果】検査商品6,674点 許容誤差の範囲を超えて不足していた「不適正商品」は150点(2.2%)
不適正商品が、検査した商品の5%を超えた「不適正事業所」は23事業所(14.6%)
不適正商品の発生理由

- 風袋※2の重さが内容量に含まれていた(56.6%) (内訳) 容器類(41.3%)、添え物類(15.3%)
- 乾燥による自然減量(34.7%) ●その他、粗雑な計量やラベル貼り間違い等(8.7%)

※2:風袋とは、容器・包装及び添え物類(わさび・タレ小袋等)のこと

【事業所への対応】 計量法違反となる不適正商品については、その場で計量上の問題点を説明し、再計量を指示しました。また、計量業務に携わる従業員への教育を徹底するよう指導しました。不適正事業所に対しては、再度改善状況の確認等を行います。その際に改善されていない場合には、「改善勧告」、「不適正状況の公表」、「改善命令」などの計量法に基づく措置を行います。



はかるん

■詳細は、東京くらしWEB ホーム>計量検定所>計量検定所の仕事>立入検査等

HP <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/keiryu/work/work6.html>

問い合わせ 東京都計量検定所 検査課 立入検査担当 ☎03-5617-6628

健康食品を利用して発疹が出たり、下痢になったことはありませんか?

～体の不調を感じたら、すぐに利用中止! 医師や薬剤師に相談しましょう!～

健康への関心が高まるとともに、日頃の食生活の補助として健康食品を利用する人が増えています。

しかし、製品中の特定の成分のとりすぎや、アレルギーの原因となる原料の摂取、医薬品との飲み合わせにより、思わぬ健康被害が起こる場合もあります。

健康食品を利用して体の不調を感じた方は、すぐに利用を中止して、医師や薬剤師に相談してください。現在服用している医薬品がある方も、健康食品との飲み合わせについて医師や薬剤師に相談してください。

東京都では、都民の皆さまから寄せられる健康食品が原因と疑われる健康被害についての情報を、東京都医師会・東京都薬剤師会と共同で収集・分析しており、被害の未然防止・拡大防止を図っています。

健康食品の適正な利用について、詳しくは **WEBサイト「健康食品ナビ」** をご覧ください。



健康食品ナビ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/supply/index.html>

問い合わせ 東京都健康安全研究センター 企画調整部 健康危機管理情報課 食品医薬品情報担当 ☎03-3363-3472

平成30年度 東京くらしねっと編集企画委員決定!

昨年11月号で募集した「東京くらしねっと」編集企画委員(読者委員)は、下記2名の方に決まりました。たくさんのご応募、ありがとうございました。

なか むら せい いち
中村 成一 さん

たか はし きめ こ
高橋 絹子 さん

ショッピングカートを購入・使用する際は、気をつけて！

高齢者の方に人気の製品に「ショッピングカート」等と呼ばれるキャスター付きの買い物用バッグがあります。荷物の負担を少なくすると同時に、歩行をサポートするという目的で購入される方も多いと思われます。しかし、ショッピングカートは、本来、歩行の補助を目的とした製品ではありませんので、購入・使用する際にはその点を考慮しましょう。



消費生活相談窓口には、ショッピングカートの購入によるトラブルや使用中のけが等の事例が寄せられています。

- ❗ 通販でショッピングカートを購入したが、重たいので返品したい。
- ❗ 福祉用品売り場で購入したショッピングカートを使用中、点字ブロックにひっかり転倒、手首を骨折した。
- ❗ ショッピングカートをもらって数年使った。ハンドルを持ちあげたら、突然ハンドルが折れた。

💡 ショッピングカートの購入・使用の際の注意点

- ショッピングカートの購入を検討する際は、使用者本人や家族等が製品知識に詳しい販売員の話をよく聞くなどして、ショッピングカートの使用が身体の状態に合っているかどうかを確認しましょう。
- ショッピングカートは、車輪の大きさ等によって走行性が異なります。また、ブレーキの有無や位置も製品によって異なります。購入の際は、使用者本人がいくつか試して比較検討しましょう。
- 購入後は、ショッピングカートを身体の中のどの位置に置くか等、安全な取り扱いを知った上で使用しましょう。また、使用の際には、エスカレーターに巻き込まれたり、エレベーターの扉に挟まれたりしないように注意しましょう。
- 使用の頻度や方法によって製品寿命は異なります。劣化は使用中の破損を引き起こすこともあり、大変危険です。購入後は定期的に点検しましょう。

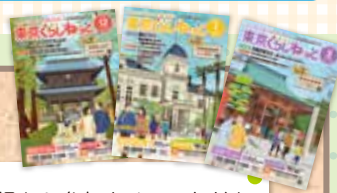
【参考】●「シルバーカーの転倒に注意！」安全シグナル(東京くらしねっと平成25年7月号)

HP <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/kurashi/1307/signal.html>

問い合わせ 東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課 ☎03-5388-3055

編集後記

平成29年度に「東京くらしねっと」編集・企画に携わっていただいた委員の皆様のコメントを紹介します。



フェイク(偽)ニュースがネット上を飛び交う時代になってきましたが、正確な情報をもとに科学的に考え、行動したいと思います。都民に必要で、正確な情報はなにか。一年間、真剣に考え議論しました。少しでもみなさまの生活の参考になったら幸いです。

齋藤 雄介さん

会議では毎回、編集委員の方々からユニークなアイデアが提案され、熱い議論が交わされました。一人では思いつかない視点から出たものもあり、とても勉強になりました。本誌を通じて消費者トラブルが少しでも減少してくれば、と願っています。

柴田 智彦さん

消費者の立場から参加させていただきました。二ヶ月に一度の会議で提案される委員の皆さんのテーマ案から、現代の消費社会の一端を垣間見ることができ、自分自身の視野を広げるいい機会となりました。この冊子が手に取った方の役に立つといいなと思います。

田中 のり子さん

身近な問題や話題になっているけれどよくわからないことを中心に、毎号企画を提案・討議するのは、楽しい経験でした。読者委員としての「3Dプリンタ」取材と記事作成は、ふだん接することのない理系の世界で勉強になりました。一年間どうもありがとうございました。

谷本 綾乃さん

「今月の話題」にどのようなテーマを提案するかを毎回悩みました。情報社会が進む現在、消費者問題はより複雑なものになっています。そんな中、消費者が求める情報は何か、伝えたい情報は何かを考えるのは難しかったです。私にとっては勉強になった一年でした。

遠島 久美子さん

食の記事が書きたい、と応募した編集委員ですが、11月号にて念願叶いました。取材に訪れた母校の様変わりや変わらぬ実学精神に驚きと安堵をし、微生物の働きを再認識しました。地球環境は彼らの活躍無しには成り立ちません。食品のみならず今後も微生物の応援を続けていきます。

成家 鉄夫さん

相談の窓口から

「セミナー契約に気をつけて！」

～SNSで知り合った人に誘われて契約したけど、支払えない！～

Q

20歳になったばかりの大学生です。SNSで知り合った人と将来起業したい等と語り合っていたところ、ビジネスセミナーの見学に誘われました。

セミナーは、過去に同じセミナーを受けて成功したという男性が講師で、になりたい自分になるといった話でした。

翌日、メールで連絡があり、講師とカフェで会い「君もセミナーに参加すれば成功に近づく」と言われ、12回の自己啓発セミナー45万円の契約を勧められました。学生的身であり、支払えないと伝え、断りましたが、「旅行に行くことにして融資を受ける方法がある」と学生ローンを紹介され、断れなくなり、その場で契約をしてしまいました。しかし、支払いに自信がありません。解約できるでしょうか。



A

若者を中心に、「SNSで知り合った人から誘われて無料セミナーに参加した後に、高額な自己啓発セミナーを契約したが、解約したい」という相談が寄せられています。

SNSでは、趣味趣向が似た人と簡単に知り合うことができ、意気投合しやすい傾向がありますが、匿名性の高いインターネット上では、悪意をもって近づいてくる人もいますので注意が必要です。

また、将来に向けて、自己啓発や起業等について学ぶことは、夢や将来を考える一助になりますが、借金をしてまで高額な契約をする必要があるのかは疑問です。

事例では、販売目的を告げずに呼び出して、カフェで契約しているので、特定商取引法で定める訪問販売に該当します。従って、契約書面を渡されてから8日以内ならば、クーリング・オフの通知書面を発送することで無条件解約が可能です。また、期間が過ぎていても、契約書面が交付されていない場合や、契約書面に法定記載事項が記載されていない場合もクーリング・オフが可能です。

未成年の場合は、親権者の同意なく行った契約については、原則契約を取り消すことができますが、**満20歳を迎える**と**未成年者契約取消権の保護は与えられず、解約することが困難になります**。長期間、継続的にサービスを受ける契約をする時は、内容や期間、中途解約の可否、解約時の代金の精算方法等をよく確認し、契約書その他の説明資料は必ず受け取って、きちんと保管しておきましょう。

迷った時、困った時には、最寄りの消費生活センターに相談してください。

相談窓口のご案内… ☎03-3235-1155

フレッシュ市場

豊洲市場



豊洲市場は、平成30年10月11日に開場することが決定しました。豊洲市場は、閉鎖型施設の特徴を生かして、商品ごとに適した温度管理を行うことが可能となります。また、外気や虫、ホコリの流入を抑制し、適切な衛生管理を行うことで、皆様の食卓に、より安全・安心な品物をお届けすることができるよう設計されています。

さらに、消費者の皆様のさまざまなニーズに応えられるよう、品物の加工や包装等ができる施設も新たに備えています。

現在、これらの施設を多くの都民の方に広く知って頂くため、**都民見学会を月2回開催しています**。見学会は1日4回実施され、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟の3つの街区の施設内を歩いて巡りながら、**市場の最新の設備や機能、食の安全・安心の確保に向けた取組等について紹介しています**。

開場後には一般の方が入ることができない卸売場や仲卸売場なども見学できます。実施日等の詳細につきましては、**豊洲市場見学会問合せ専用ダイヤル(03-5338-2289)**までお問い合わせください。

この機会に、ぜひ豊洲市場にお越しください。

資料提供：東京都中央卸売市場



イチチーノの家族

市場のことをもっと知ってもらうため生まれた「イチチーノ」。市場大好きイチチーノの家族が「東京のいちば」の魅力を伝えていきます!

詳しくは **東京都中央卸売市場** 検索



イチチーノ

